令和４年８月

農業委員会議議事録

開 催 日：令和４年８月２５日（木）

場　　所：越谷市農業技術センター２階
　　研修室

開会時刻：午前　９時５３分

越 谷 市 農 業 委 員 会

１．開催年月日　　令和　４年　８月２５日（ 木 ）

２．開催場所　　越谷市農業技術センター　２階研修室

３．農業委員出欠状況

議席	氏　　名	出欠	議席	氏　　名	出欠
1	瀬　尾　　守	出	8	宇田川　道　代	出
2	藤　井　光　昭	出	9	吉　田　佳　子	出
3	坂　巻　秀　雄	欠	10	田　口　　勲	出
4	山　﨑　保　夫	出	11	荻　島　元　治	出
5	渋　谷　喜代治	出	12	金　子　繁　雄	出
6	小　沼　真由美	出	13	小　林　　博	出
7	大　熊　敏　夫	出	14	三ツ木　宗　一	欠

４．農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏　　名	出欠	議席	氏　　名	出欠
1	小早川　久　夫	出	8	飯　髙　　進	出
2	神　田　東　一	出	9	齋　藤　晃　一	欠
3	今　井　富士雄	出	10	鈴　木　喜　雄	出
4	林　　信　雄	出	11	豊　田　佳　樹	出
5	岡　安　昇　治	出	12	松　沢　浩　之	出
6	関　根　　栄	出	13	原　田　源　一	出
7	高　島　　豊	出			

５．出席者　　事務局長　　関　根　正　和
　　統括主幹　　齋　藤　利　明
　　主　　幹　　上　原　　誠

（説明員）　開発指導課長　　田　中　克　尚

６．議　事

① 議事録署名人の指名

② 議　案

第１号議案　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

第２号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について

第３号議案　生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いについて

第４号議案　農用地利用集積計画（案）の決定について

③ 報　告

第１号報告　農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について

第２号報告　農地法第４条第１項第８号の規定による届出の受理について

第３号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理について

７．議　長　　越谷市農業委員会会長　　金　子　　繁　雄

８．閉会時刻　　午前１０時３５分

９．会議の内容

局　　長　皆様、おはようございます。まだ定刻にはならないのですが、全員そろいましたので、始めようと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会　　長　おはようございます。どうもご苦労さまです。

今日は大分過ごしやすい気温で、30度いかないということです。22日の研修会、ご出席いただきました委員の皆さんにはご苦労さまでした。いろいろ農業委員会の関係も国のほうでいろいろと変えてきて、我々もついていくのがなかなか大変なのかなと思っております。この研修を受けたからといってすぐに下限面積がなくなったり、その中で裁判の話も出ているので、裁判が起きる可能性があるということでございますので、これからちょっと難しくなってくるのかなと危惧しております。

コロナも一時7,000人台、8,000人台に下がったかと思ったら、また１万人を超える数字がずっと続いており、これからお盆休みの移動の結果で、またかなり増えてくるのかなという心配もしております。心配していても、どうしてうつってしまうのかが分からないから防ぎようがないのかなと思って、なるべく人の集まるようなところは行かないのが一番かなと思っております。何はともあれ、これから学校も始まると、子供のほうからもうつってくる可能性もありますので、もうしばらくこのコロナは減らないのかな、死亡者も重症化しないという割には300人を超える方が亡くなっているという数字も出ているので、病気を持っている方はうつらないように本当に気をつけていただきたいなと思っております。

先月、今年の夏は暑いので、稲刈りも下手すると今月かなと話していましたら、お盆もあまり暑くなく、天気もあまりよくなかったとい

うせいもありまして、周りを見ても平年と変わらずの稲刈りの時期で刈れるのかなというふうに思っております。昨日おとといの長期予報で９月、10月、11月の温度の話が出ましたけれども、９月、10月は平年より少し暑く、11月は平年並みだという、天気予報の３か月長期予報が出ました。来月から稲刈りが始まるにしても、今言ったように９月、10月が暑いということですので、熱中症にも気をつけながら農作業をしていただければと思います。何はともあれ健康が一番ですので、健康に十分留意をしていただきまして、これから忙しくなりますので、体には十分気をつけていただいて農作業をしていただければと思います。

話まとまりませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いします。

局　　長　ありがとうございました。

本日は、３番、坂巻委員、それから14番、三ツ木委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は14名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議　　長　ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、７番の大熊委員、８番の宇田川委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第１号議案　農地法第３条第１項の規定による許可について、事務局より説明願います。

主　　幹　議案書の１ページを御覧ください。

第１号議案　農地法第３条第１項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、１番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は１万657平方メートルです。通作距離は車で５分、農機具は完備して

おります。農業従事者は、譲受人１名です。

続きまして、２番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は8,724平方メートルです。通作距離は徒歩１分、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め８名です。

以上２件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議　　長　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、１番について推進委員１番の小早川委員、２番について事務局よりお願いいたします。

それでは、１番について、小早川委員よりお願いいたします。

１番推進委員（小早川委員）　１番の件について補足説明します。

８月16日に現地を確認しております。申請地の１筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。

以上、報告いたします。よろしくお願いします。

議　　長　ありがとうございました。

２番について、事務局よりお願いいたします。

事務局　２番について補足説明いたします。

８月16日に現地を確認しております。申請地の１筆については、適正に管理、耕作されておりました。

以上、報告いたします。

議　　長　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　　挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

　続きまして、第２号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての１番から12番について、事務局から説明願います。

主　　幹　　議案書の２ページから４ページを御覧ください。

　第２号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての１番から12番について説明いたします。

　番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

　それでは、１番の概要ですが、転用目的は店舗（飲食店）です。転用理由といたしまして、借人は同地区において農業を営んでいます。農家仲間、近隣住民及び農業後継者との憩いの場及び交流の場として、近年夏場の気温上昇に伴う熱中症対策の一途として飲物を主に軽食を提供できる店舗を農地の近くにと計画し、食品衛生責任者の資格を取得し開業手続を進め土地を探していたところ、農家仲間の一人から土地を借り受けることができたことから申請に及んだものです。

　なお、令和４年２月15日付で店舗として農用地区域から除かれています。

　続きまして、２番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、妻の父親が所有する住宅に両親とともに４人で居住しておりますが、約１年後に姉夫婦の家族４人が両親と同居することとなり、姉家族が生活するには手狭となるため、家族の将来を考え新たに自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

　なお、令和４年５月26日付で住宅として農用地区域から除かれております。

　続きまして、３番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、隣接する土地に飲食店を建設中で、ここで働く従業員用の駐車場を借りる予定で近隣の土地を探しました

が見つからず、隣接地の土地所有者の方に相談したところ、駐車場用地として譲っていただける同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、４番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、親族の所有する住宅に親族と家族４人で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、５番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和61年に市内に本店を置き、主にビニール・合皮製品の卸販売を営む法人です。取引先との納品・出荷のことを考え、本社近くに駐車場を探していたところ、申請地は本社より30メートルの位置にあり計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、６番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成20年に埼玉県春日部市に本店を置き、主にとび、土木工事業を営む法人です。現在大手企業からの依頼を定期的に受注するようになり、春日部市近郊のみならず都内の依頼も多くなり、資材の増加により新たに資材置場が必要となり土地を探していたところ、申請地はアクセスがよく利便性がよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、７番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は叔母の住まいにも近く、将来叔母の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、８番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、このたび両親と同居することになり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は母方の叔母の住まいにも近く、将

来の叔母の介護も踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、９番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に家族４人で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は叔母の住まいにも近く、将来の叔母の介護も踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家族の将来のことを考え自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の両親の住まいにも近く、将来の両親の介護のことも踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和51年に埼玉県草加市内に本店を置き、主に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。現在使用している駐車場に流通車庫を建設することになり、代替駐車場を探していたところ、申請地は前面道路も広く国道４号からのアクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成29年に市内に本店を置き、主に住宅及び建築物に関する工事の請負及びコンサルティング業務を営む法人です。現在、県南東部及び都内からも工事が受注でき、業務が順調に推移していることから資材置場及び駐車場が手狭になり土地を探していたところ、申請地は本社に隣接する土地で計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

以上12件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第２種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議　　長　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、１番及び２番について渋谷委員、３番から５番について宇田川委員、６番から12番について私から説明いたします。

それでは、１番及び２番について、渋谷委員よりお願いいたします。

５　番　委　員（渋谷委員）　１番の件について説明します。

８月15日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑、転用目的は店舗です。利用客用駐車場出入口、搬入車両出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにて区間することから、隣地や道路に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、２番の件について説明します。

同じく８月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に接する出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　ありがとうございました。

３番から５番について、宇田川委員よりお願いいたします。

８　番　委　員（宇田川委員）　３番の件について説明します。

８月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。北側店舗に隣接する形で敷地を拡張、駐車場として利用することから、南側、西側に新たに擁壁、ブロックを設置し、区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、４番の件について説明します。８月17日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。南側道路に接する部分を除いて、新たにブロックを設置し区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、５番の件について説明します。８月17日に現地を確認

しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。出入口部分を除いて周囲にブロックを設置し区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　ありがとうございました。

６番から12番について、私から説明いたします。

６番の件について、８月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は資材置場です。被害防除対策は出入口を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと思います。

以上、報告します。

続きまして、７番から10番について関連がありますので、一括して報告いたします。

同じく８月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。被害防除対策は、出入口を除き周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、周辺へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、11番の件について説明します。

同じく８月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。出入口部分を除き市道に接する部分、水路に接する部分にコンクリートブロックとフェンスを設置し土留めとすることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、12番の件について説明いたします。同じく８月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場・資材置場です。出入口部分と自社敷地に接する部分を除いて、コンクリートブロックにて区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員	なし。
議　　長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議　　長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。 続きまして、第２号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての13番から22番について、事務局から説明願います。
統　括　主　幹	議案書の４ページから６ページを御覧ください。 第２号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての13番から22番について説明します。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に家族４人で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、将来の両親の介護のことを踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。 続きまして、14番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、妻の父親が所有する住宅で両親と夫婦４人で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地はＪＲ武蔵野線南越谷駅に近く、通信の利便性がよいことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。 続きまして、15番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に家族３人で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は小学校も近く、通勤に利便性がよく、将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、16番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に家族３人で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の両親の住まいにも近く、将来の両親の介護のことも踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、17番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に家族３人で居住しておりますが、賃貸している住宅から退去を求められているため、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、将来の両親の介護のことも踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、18番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に家族３人で居住しておりますが、子育てをする上で環境のよい自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも近く、将来の両親の介護のことも踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、19番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、祖父母の世話をするため両親家族を含め３世帯の同居を計画していたところ、現在祖父母宅が手狭なため隣地の畑を含め敷地を拡張し自己用住宅の建築を計画したところ、土地所有者の同意が得られ申請に及んだものです。

続きまして、20番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に家族３人で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも程近く、将来の両親の介護のことを踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、21番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、

申請地は実家にも近く、家族が安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、22番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に家族４人で居住しておりますが、手狭となり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は伯父の家にも程近く、お互い困ったとき助け合いながら生活できることを考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上10件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第２種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、13番から17番について田口委員、18番から22番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、13番から17番について、田口委員よりお願いいたします。

１０番委員（田口委員）　それでは、13番の件について説明をいたします。

８月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。南側出入口を除いて新たにコンクリートブロックを設置して区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、14番の件について説明をいたします。

同じく８月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口を除いて新たにコンクリートブロックを設置して区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、15番の件について説明をいたします。

同じく８月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口を除いて新たにコンクリートブロックを

設置して区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、16番の件について説明いたします。

同じく８月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口を除いて新たにコンクリートブロックを設置して区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、17番の件について説明をいたします。

同じく８月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。出入口を除いて新たにコンクリートブロックを設置して区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上５件、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長

ありがとうございました。

18番から22番について、藤井委員よりお願いいたします。

２　番　委　員
（藤井委員）

それでは、18番から22番まで報告させていただきます。５件です。

18番の件について説明いたします。

８月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。出入口部分を除いて周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、19番の件についてご説明いたします。

同じく８月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。隣地の住宅部分と一体利用するため、この部分を除いてコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、20番の件についてご説明いたします。

同じく８月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転

用目的は住宅です。出入口部分を除いて既設、新設のコンクリートブロックにより区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、21番の件について説明いたします。

同じく８月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口の部分を除いて既設、新設のコンクリートブロックにより区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、22番の件についてご説明いたします。

同じく８月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口部分を除いて新設のコンクリートブロックにより区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

以上５件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第３号議案　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、事務局から説明願います。

統括主幹　議案書の７ページ及び８ページを御覧ください。

第３号議案　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて説明します。

番号、主たる従事者名、申出者名の順に読み上げます。

生産緑地法第10条の規定では、市の生産緑地に指定された農地について、主たる従事者の死亡等により、その農地を市に買取り申出をする場合は、農業委員会の発行する当該証明書が必要となります。

それでは、１番の内容ですが、土地の所有者である●●●●様が疾病により農作業に従事することができない状況のため、申出人からこの生産緑地に係る農業の主たる従事者が●●●●様であったことの証明を求め、申請があったものです。

なお、令和４年７月20日付で診断書が提出されております。

事務局からは以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、１番について推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。

１３番推進委員（原田委員）　１番の件につきましてご報告いたします。

申請者は、病気の後遺症により現在は農作業を行うことが全くできない状態ですが、当該申請地の主たる従事者でありましたことをご報告いたします。

また、去る８月16日に現地を確認いたしましたところ、当該買取り申出地の畑８筆はきれいに管理、耕作されておりましたので、併せて報告いたします。

以上でございます。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　　なし。

議　　長　　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　　挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、第４号議案　農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

統括主幹　　議案書の９ページを御覧ください。

第４号議案　農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

１番、600平方メートル、再設定で、期間は３年です。

２番、２筆の合計836平方メートル、再設定で、期間は３年です。

３番、４筆の合計1,186平方メートル、新規で、期間は４年10か月です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　　なし。

議　　長　　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　　挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

次は、報告でございます。

事務局から説明願います。

統括主幹　　それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の10ページから12ページです。第１号報告　農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について、８件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、13ページです。第２号報告　農地法第４条第１項第８

号の規定による届出の受理について、２件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、14ページ及び15ページです。第３号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理について、５件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第１号報告、第２号報告、第３号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

報告事項は以上です。

議　　長　以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、９月26日、月曜日、午前10時から、この会議室で行います。

（閉会時刻：午前１０時３５分）

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和４年　８月２５日

議　　長

署名委員

署名委員